

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 337
2021.2.10

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

ご協力ありがとうございました。

再任用・会計年度任用職員アンケートコメントまとめ

10～11月に実施した「再任用・会計年度任用職員アンケート」に多数の回答をいただきありがとうございました。回答の中から、疑問、課題、要望等の自由記述に書かれたコメントを中心に紹介します。

コロナ禍による臨時休業期間中の問題、再開後の学校の忙しさ、仕事の多様さ、など日頃の勤務や職場での思いが多数寄せられました。

再任用・会計年度任用職員のアンケートへの回答

（非常勤教員）（時間講師）

1 担当教科名

○国語、算数 理科 図工、家庭科 書写 読書 等

3 1週あたりの持ち時数

12時間（複数） 11時間（複数） 13時間（1人）

○1, 2年算数、5, 6年書写、家庭科

○1年図工・4年国語・5年家庭科・6年書写

○理科（6年3時間、5年3時間）図書（2年5クラス5時間、1年1クラス1時間）

○家庭科（5, 6年 8時間） 1年図書2クラス分2時間、1年生活科1時間

○算数（5年4時間、3年3時間、2年書写2時間、2年年4年図書4時間）

4 授業以外に割り当てられている仕事

○クラブ、委員会活動、若手教員指導

○経営支援部

5 補教について困っていること

- ときどき回って来るが困ってない。
- 多少、多く思うが単学級（6学級）なのではない。

6 退勤時間について

- 5・6年理科なので実験器具の準備・片づけ等があり、定時退勤はできない。また理科支援員も合わせてやっているのので、5、6年4クラス分の授業（3・4校時、5・6校時）と準備、片づけがあるので8：30までに出勤し、5時近く退勤が多い。

7 勤務について困ったこと

- 仕事がきつくなってきたし、自由になる時間がほしい。余力があるうちにやめたい。

11 新しい制度に対する疑問や、職場での課題、継続雇用制度についての要望

- 週12時間すべて異なる授業なので準備片づけ評価等まともにやっていると休憩時間も取れない状態。（勿論現職教員は、もっと大変なのだが）
- 人手不足なのに公募で1600字の論文を書けとかハードルを上げるのは現状の教育現場に合っていない。コロナで休校になった分、現場の人手を多くして手厚く教育をしようと言った文科省はどうなっているのか。どうするつもりか。
- 臨時休校があり勤務日が年度当初の計画通りにいかないのでも勤務日の変更を副校長に申し出たが認められなかった。1学期末の授業日がずれて7月末まで1学期があつたが勤務日として認められなかったのでも個人的に夏休をとった。
- 免許更新講習を受けない限り65歳以上の雇用は無理。
- やむを得ないと思うが、特に単級などの小さな学級だと補教が多い。
- コロナ禍で休業した分、学習などが押し押しの状態に感じる。
- 月二回の土曜授業は現職の教職員は身心ともに負担だと思う。
- 9月から月2回の土曜授業を入れ、水曜日でも低学年・高学年の授業を1時間増やしたりして過度な負担を強いている。（校長が勝手に決めている）
- どこが今までと変わったのか、よくわかっていないのでハンドブックをよく読みたい。持ち時数が12時間になるとよい。（現在15時間）
- 管理職が、勤務の割り振りに無理解だった。都教委が作成した勤務の割り振り例の一覧表も理解しようとしていない。4・5月の臨時休校中に、勤務の割り振りの変更例が都教委から示されたが、管理職からの説明はなく、プリントを示されて、こちらに丸投げだった。結局、年間の出勤日数を計算しながら、毎月の勤務の予定表を自分で作って管理職に示した。

（再任用フルタイム）

4 週あたりの持ち時数

- 32時間 教務

○24 時間～25 時間

5 校務分掌

○研究推進 日本語指導 人権 新任指導

6 退勤時刻

○定時は 4 時 40 分だが 6 時ぐらいになる。1 週間で 6 時間ぐらいオーバーしている。

8 来年度の希望

○来年もフルタイムだと年金はほぼカットになり、年間 150 万ぐらい分。どうしようか迷っている。短時間がいいのだが今の部署ではいられなくなる。

○現職とまったく同じ仕事で月 10 万のカット。ボーナスは半分でもやらないといけない。子どもが大学生であったのに扶養手当もカットされた。

○1 年契約なので保障がない。財政的に何かあれば切られやすい人材である

11 新しい制度に対する疑問や、職場での課題

○タブレットを活用して遠隔授業をしたがタブレット操作が慣れていないため、他の教員との質の面でつらい思いをした。少し教えてもらえば分かるのに、その講習も一般的で個に依っていないためこなすのがきつかった。

○今後再任用、会計年度任用職員の立場はさらに不安定になると思う。もっと情報が欲しい。組織としてもさらに充実してほしい思いはあります。

(特別支援教室支援員)

11 新しい制度に対する疑問や、職場での課題

○夏休は増やしてほしい。期末手当のアップを望む。

○4 月 5 月は学校が休みになったため、自宅勤務が認められたのは良かったと思います。時差通勤などももっと全員が取りやすい体制があればと思いました。又、授業時数確保のため連日猛暑の中 8 月、9 月また今 10 月までずっと 7 時間授業が週 4 回もあり教員は本当に大変な中様々な仕事を強いられています。(週 30 時間もの授業がある教員もいました。中学ではあり得ないこと)月 2 回の土曜日授業もあるためまた、部活動が土日とある場合、体力は回復できずに仕事を続けていました。(10 月からは 7 時間目はモジュールで 25 分になりましたが・・・) 3 学期の始業式も 1 月 5 日とのことで何故こんなにも授業時間数を重視しているのか分かりません。生徒のためには全てを犠牲にすることが要求されているのでしょうか。

○コロナ禍での休校中の勤務形態が学校によって違いすぎる。(管理職の考えによって) 教員以外は、事故欠にしてほしい。(在宅勤務報告書などはなくしてほしい)

1月22日、核兵器禁止条約発効

前部長 林 健（東京平和運動センター）

昨年10月24日に、ホンジュラスが「国連核兵器禁止条約」を批准しました。これにより「核兵器禁止条約」の批准国が50を超え、今年1月22日に条約が「発効」しました。

核兵器禁止条約は2017年の国連総会で122カ国の承認により採択されました。以後昨年未までに86カ国が署名し、ホンジュラスに続いて12月11日にペナンが批准しさらに、発行日の1月22日には、カンボジアが批准したので批准国（地域）は52となりました。

条約では、核兵器の「①開発②実験③製造④備蓄⑤移譲⑥使用⑦威嚇としての使用」の7つの項目について核の取扱いを禁止しています。さらに、前文で「核兵器の使用によって引き起こされる壊滅的な人道上の結末を深く懸念し、そのような兵器全廃の重大な必要性を認識し、廃絶こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法である。」と核兵器を「非人道兵器」と規定しています。また「核兵器の使用による犠牲者（ヒバクシャ）ならびに核兵器の実験による被害者にもたらされた受け入れがたい苦痛と被害を心に留める」と述べて、広島・長崎の被爆者の苦痛と被害について触れています。

核兵器禁止条約は「核兵器廃絶」に向けた大きな一歩であることは間違いないものの、残念なことに唯一の「戦争被爆国」である日本が参加をしていないこともまた事実です。日本政府は「国の安全のためには核兵器による抑止力が不可欠」とアメリカの「核の傘」に頼っていることを理由に、この条約に反対の立場をとっています。本来であれば「核廃絶」の先頭に立つべきであることは言うまでもありません。長崎市のホームページでは、私たちができることとして次のように書かれています。

「核兵器禁止条約を実現させたのは、一人ひとりの市民の力です。条約の採択に貢献したとして2017年のノーベル平和賞は「核廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に贈られました。まず『知ること』から始めましょう。（中略）まずは私たちの身近なところから。出来ることはたくさんあります。」

コロナウイルス感染拡大の中、様々な活動や平和への運動は制約を余儀なくされていますが、諦めることなく、小さな一歩一歩を確実に進めていくことが大切ではないでしょうか。

確定申告が必要な方へ

所得税の確定申告・納付 今年、2月16日～4月15日

コロナウイルス還付申告は期間以前でも可

所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得(損失も)について確定し所得税の額を計算するものです。

医療費などで多くの支払い(損失)がある場合(例10万円超)は確定申告することによって税が還付されます。(年末調整が済んでいても医療費が基本的に10万円を超えているものが控除を受けることができます。)

また、生命保険、地震保険などの損害保険の掛け金がある場合は、一定の還付があります。

給与所得以外に年金支給(雑所得)など他の所得がある場合(20万円超)は、確定申告をする必要があります。

所得が給与のみで、前年に職場で年末調整をすませている場合は、確定申告の必要はありません。公的年金のみの収入の方も還付の必要がない場合も確定申告の必要はありません。

税制改正で給与所得控除金額が変更になりました。

医療費の確定申告で税金が戻る場合

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。10万円を超えるもの。(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額⇒ 医療にかかわらないマッサージは該当しない。公共交通では困難なタクシー代は条件によって可能。(詳細は確定申告のホームページを参照。)

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。

2017年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

2017年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。

セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません。(選択適用)

医療費控除の明細書と確定申告書は、「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

確定申告には手書きまたは電子申告(e-Tax)で可能

申告書作成・提出には、電子申告、手書きなど3通りの方法があります。混雑やコロナウイルス感染を避けるために税務署に出向かない方法をおすすめします。

- ① 確定申告には、電子申告(e-Tax)で可能です。インターネット接続のパソコンまたは、スマートフォンでの入力・送信申告が可能です。(マイナンバーカード・読み取り機、ID・パスワード)
- ② 国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書面に入力すると、税額が自動計算されます。印刷して郵送。(マイナンバー、ID、パスワード)
- ③ 税務署または市・区役所に用意されている用紙、または、国税局・確定申告申請用紙(PDF)に手書き記入、住所地の税務署へ郵送・持参します。税務署のパソコンで入力し印刷して提出することもできます。初心者には入力の補助もしてもらえます。(書類を準備して混まない時期に行きましょう。)

3月提出予定

再任用職員、会計年度任用職員にかかわる要請書骨子

I. 継続雇用全体を通して

- 1 採用選考基準を明確化するとともに、校種別希望者数・採用者数・合格率を公開し、合否や配置校の変更などについて、透明性と納得性を高めること。
- 2 制度全体について、管理職が十分理解していない事例がみられる。勤務条件などを正しく説明できるよう管理職を指導すること。また、持ち時数・担当教科等の決定にあたっては、当該職員と十分な協議と納得の上決定する様、校長を指導すること。
- 3 「会計年度任用職員制度」の開始に伴い、勤務条件や給与制度等の詳細について、対象となる職員に対し十分な周知を行うこと。
- 4 2020年度からは「免許更新制」によって65歳で免許更新をしなければならなくなっている。会計年度任用職員制度により、非常勤教員、時間講師は年齢制限がなくなったが、教員免許更新制度によって、継続を断念する例がみられる。教員免許更新講習自体の免除または、更新講習受講にかかる費用の補助など、働く意欲のある教員が65歳以上でも働き続けられるような対策を早急に立てること。
- 5 勤務の「希望地区」は、本人の意向が尊重されること。

II. 再任用職員関係

- 1 採用希望者を全員採用すること。特に再任用短時間勤務については、希望者の意向を尊重すること。
- 2 再任用フルタイム勤務職員が担任をする場合、体育や宿泊的行事への参加は軽減すること。
- 3 教員系の再任用短時間勤務職員の勤務条件を、管理職が理解して正しく説明できるように指導すること。
- 4 行政系の再任用短時間勤務職員の場合、フルタイム職員と同等の仕事を4日の勤務で行う実態がある。過度の負担をさせないように、管理職を指導するとともに、負担軽減に向けた対策を立てること。

III. 非常勤教員関係

- 1 採用希望者を全員採用すること。
- 2 2021年度の非常勤教員の採用者数を「公募」「公募によらない再度任用」に分けて明らかにすること。
- 3 非常勤教員の短期の介護休暇制度を有給化すること。
- 4 小学校非常勤教員の授業持ち時間数は、中学校の規定を準用するなど過重負担とならないようにすること。

- 5 非常勤教員の勤務形態がⅠ型に加えてⅡ型が新設されたが、どちらの勤務形態を選ぶかは、本人の希望であること。
- 6 非常勤教員の主な職務内容が「若手教員の育成支援」になっているが、若手教員の育成は全校体制で行うことが原則であり、非常勤教員のみには任せるものではないこと。
- 7 非常勤教員（小学校）の職務内容に「巡回指導による初任者対応業務」が加えられたが、複数校での若手教員指導は負担も大きく、実施には慎重であること。
- 8 非常勤教員の職務は「教員」としての本務である「教科指導」「児童生徒指導」を基本とすること。授業以外の校務分掌は、担当教科等に付随するものとし、過重な負担をさせないこと。
- 9 非常勤教員は大半が高齢者であり、相応の配慮が求められる。過度に、補教（出張者や休暇取得者の授業の代替業務）をさせないこと。また、プール指導の補助等については、健康上の配慮をすること。